

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 2
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出(2件)	(漁業管理課) 2
○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 2
○道路の区域変更	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	( " ) 2
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計企画課) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) 〈8・11揭示〉 3
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置	(港 湾 課) 3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正	〈8・10揭示〉 4
高知県収用委員会公告	
○公示による送達(4件)	4
入札公告	
○一般競争入札(陰・陽圧式エアータンクの購入)の公告	(総務事務センター) 〈8・11揭示〉 5
落札公告	
○落札者等の公告	(建設管理課) 6

## 告 示

高知県告示第535号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成21年4月1日	南国市地域包括支援センター 南国市日吉町二丁目3番28号	南国市地域包括支援センター 南国市日吉町二丁目3番28号 介護予防支援
平成21年5月1日	医療法人恵水会 土佐市蓮池1004番地1	通所リハビリテーションひろせ 土佐市蓮池1004番地1 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成21年5月10日	医療法人瑞風会 安芸市本町二丁目13番32号	居宅介護支援事業所もりさわ 安芸市本町二丁目13番32号 居宅介護支援
平成21年5月15日	医療法人島津会 四万十市右山天神町10番12号	医療法人島津会幡多病院 通所介護 四万十市右山天神町10番12号 通所介護 介護予防通所介護
平成21年6月1日	医療法人香美会 香南市香我美町岸本丸ノ丸328番地174	ヘルパーステーションかがみ 香南市香我美町岸本丸ノ丸205番地1 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターか

		がみ 香南市香我美町岸本丸ノ丸205番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	医療法人光陽会 吾川郡いの町3864番地1	デイサービスセンター関田さん家 吾川郡いの町205番地 通所介護 介護予防通所介護
〃	小谷 正樹	小谷歯科診療所 幡多郡黒潮町上川口877番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成21年7月1日	つつい脳神経外科 安芸市本町二丁目2番1号	つつい脳神経外科 安芸市本町二丁目2番1号 訪問看護 介護予防訪問介護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	株式会社マサキ・ウェルフェア 高知市春野町平和3393番地11	株式会社マサキ・ウェルフェア西南事業所 宿毛市平田町東平一丁目5番11号 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
〃	株式会社香南大地 香南市野市町大谷530番地	ケアサポートきらら 香南市野市町大谷530番地 居宅介護支援

〃	竹本 真一郎	竹本歯科診療所 香美市土佐山田町東本町 二丁目2番45号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
〃	医療法人光陽会 吾川郡いの町3864番 地1	居宅介護支援事業所ぼっ ちり 吾川郡いの町205番地 居宅介護支援

**高知県告示第536号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町志和字牛ヶ谷1119の37、1119の38
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第537号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
  - 発起人の住所及び氏名  
安芸郡東洋町 坂 東 厚 男  
〃 〃 蛭 子 寿 久  
〃 〃 江 元 寛 樹
  - 加入区の名称  
甲浦加入区
  - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
  - 縦覧期間

平成21年8月25日から同年9月8日まで  
(2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合甲浦支所

**高知県告示第538号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
  - 発起人の住所及び氏名  
香南市 中 山 勝 道  
〃 浜 口 信 義  
〃 国 田 龍 生
  - 加入区の名称  
手結加入区
  - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合

- 指定漁船調書の縦覧
  - 縦覧期間  
平成21年8月25日から同年9月8日まで
  - 縦覧場所  
高知県漁業協同組合手結支所

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第539号**

作業種類  
基本測量（基準点現況調査）

- 作業期間  
平成21年9月17日から平成22年3月19日まで
- 作業地域  
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、奈半利町及び田野町、長岡郡本山町及び大豊町、土佐郡土佐町、吾川郡いの町、高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、日高村、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第540号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

- 道路の種類 県道
- 路線名 大用大方
- 道路の区域

その関係図面は、平成21年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

その関係図面は、平成21年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大用大方
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持川 字下長丁頭496番1 から 幡多郡黒潮町加持川 字下長丁頭508番1 まで	前	5.6 7.6	81
	後	5.6 11.9	81

**高知県告示第541号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成21年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大用大方
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町加持川字下長 丁頭496番1から 幡多郡黒潮町加持川字下長 丁頭508番1まで	81	平成21年8月25 日

**高知県告示第542号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成21年9月14日から施行する。  
平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「 ” 夜須 ” 香南市  
 ” 赤岡 ” ”

昭和48年7月7日  
 昭和39年4月1日

を

「 ” 赤岡 ” 香南市

昭和39年4月1日 に改める。

-----  
 公 告  
 -----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年8月11日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年8月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年8月11日	特定非営利活動法人ITCこうち	前田 尚次	高知市本町四丁目1番16号 電気ビル6階	この法人は、ITコーディネータ制度の社会への浸透を図り、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、ITコーディネータの育成、普及を図り、もって企業や団体の経営活動における情報技術活用の浸透と、それに基づく国際競争力の維持、地域社会・行政の情報

				化の促進、ひいては活力ある経済社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--

~~~~~  
 港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年8月25日

高知港湾管理者  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
 高知市横浜竹ヶ下1814-1  
 FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 所有者の行うべき措置  
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して21日以内に高知港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置  
 高知港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第45号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成21年8月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

|   |           |              |   |
|---|-----------|--------------|---|
| 〃 | 夜須町福祉センター | 香南市夜須町坪井16-1 | 〃 |
|---|-----------|--------------|---|

を

|   |                |               |            |
|---|----------------|---------------|------------|
| 〃 | 富家防災コミュニティセンター | 香南市野市町兎田55番地1 | 平成21年8月10日 |
| 〃 | 夜須町福祉センター      | 香南市夜須町坪井16-1  | 平成18年9月8日  |

に改める。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年8月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成21年8月25日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 書類の種類  
平成21年8月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字高川原割1501番135及び1501番136の土地の所有者兼関係人（物件所有者）  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 横川孫吉

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年8月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成21年8月25日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 書類の種類  
平成21年8月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字高川原割1502番11の土地の所有者兼関係人（物件所有者）  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 片山芳太郎

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年8月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成21年8月25日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 書類の種類  
平成21年8月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1502番25の土地の所有者兼関係人(物件所有者)  
 不明。ただし、登記簿表題部所有者  
 住所不明 吉永平吉

~~~~~  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
 なお、当該書類を受領しないときは、平成21年8月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。  
 平成21年8月25日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成21年8月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字行弘割1505番14及び1505番15の土地の所有者兼関係人(物件所有者)  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 野村熊吉

-----  
**入 札 公 告**  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成21年8月11日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
陰・陽圧式エアータント 一式 3組
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限  
平成21年11月16日(月)
  - (4) 納入場所(一式を1組ずつ納入すること。)
    - ア 高知市新本町二丁目13-51 高知赤十字病院
    - イ 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所
    - ウ 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

- 積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
    - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - (2) 高知県における「平成21~23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
    - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
    - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。
  - 3 契約条項を示す場所等
    - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
    - (2) 入札説明書の交付方法  
平成21年8月14日(金)から同年9月7日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
    - (3) 入札及び開札の日時及び場所
      - ア 日時  
平成21年9月28日(月)午前11時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年9月25日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
      - イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室
  - 4 その他
    - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成21年9月7日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (6) 手続における交渉の有無  
無
  - (7) 契約書作成の要否  
要
  - (8) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年9月7日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
  - (9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)と同じ。
  - (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Details of items to be purchased: Three (3) positive-negative pressure ventilation air tents
  - (2) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Friday 25 September 2009
  - (3) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Monday 28 September 2009
  - (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City,



Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788

-----  
**落札公告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
高知県土木行政総合情報システム用サーバ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 落札者を決定した日  
平成21年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
月額 1,067,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年6月9日